

平成28年度税務情報システム研修会 (法人税・消費税編) 開催報告

日時：平成28年6月21日（水）
於：大同生命神戸ビル7F
18名が受講されました。

主な税制改正（法人税）

- ①法人税率の引下げ
- ②法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大
- ③欠損金の繰越控除制度の見直し
- ④減価償却制度の見直し
- ⑤生産性向上設備に係る固定資産税の軽減措置
- ⑥地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設
- ⑦雇用促進税制の見直し
- ⑧国家戦略特別区域における所得の特別控除制度の創設
- ⑨中小企業者等の少額減価償却資産の特例



町田公認会計士事務所
町田 美紗 先生

(1) 改正内容

①法人事業税の税率引下げと外形標準課税の拡大

資本金1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率、地方法人特別税の税率が次のとおりとされ、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

	平成27年度(現行)	平成28年度～
付加価値割	0.72%	1.2%
資本割	0.3%	0.5%
所得割	年400万円以下の金額	3.1%(1.6%)
	年400万円超800万円以下の金額	4.6%(2.3%)
	年800万円超の金額	6.0%(3.1%)
地方法人特別税	93.5%	414.2%

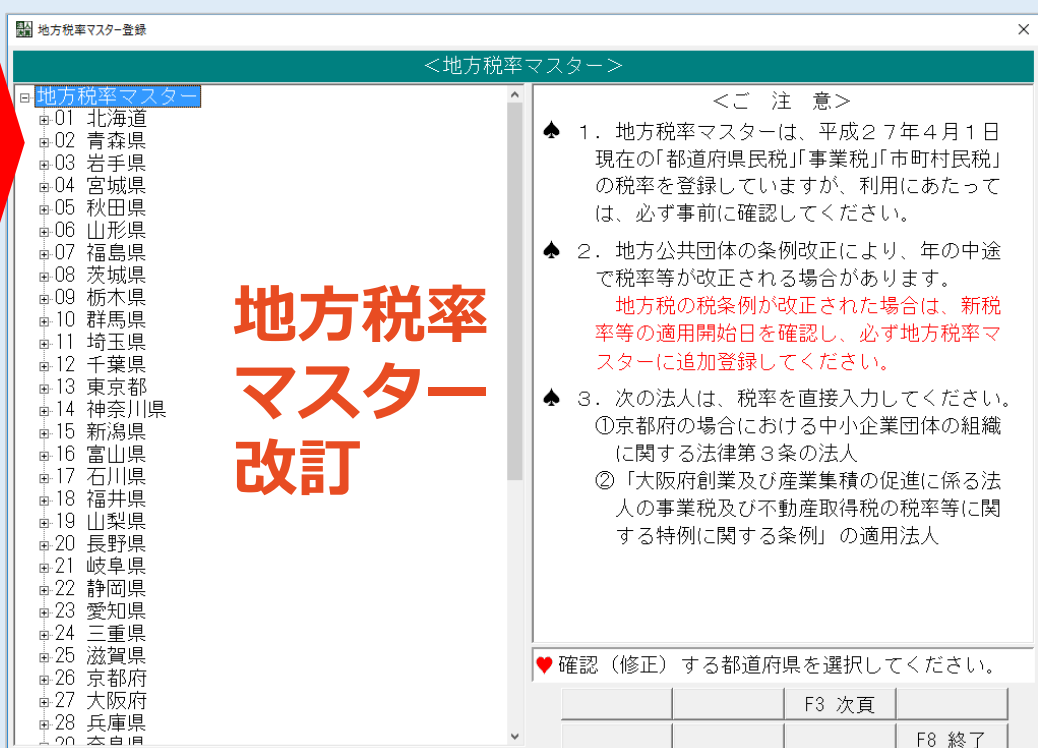
②法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置

付加価値額が40億円未満の法人について、その事業年度に係る付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額が、平成28年3月31日現在の税率をその事業年度の課税標準に乗じて計算した額を超える場合にはその超える額に次の割合を乗じた額を、事業税額から控除する措置が講じられました。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
付加価値額が30億円以下の法人	3/4	1/2	1/4
付加価値額が30億円超40億円未満の法人	$3 \times (40\text{億} - \text{付加価値額}) / 40\text{億}$	$(40\text{億} - \text{付加価値額}) / 20\text{億}$	$(40\text{億} - \text{付加価値額}) / 40\text{億}$

(2) システム対応

- ①地方税率マスターの外形標準課税適用法人の所得割、付加価値割、資本割の税率、及びシステムに登録している地方法人特別税の税率を改訂し、事業年度開始の日が、平成28年4月1日以後の場合、改正後の税率で法人事業税を計算します。
- ②付加価値額40億円未満の法人について、事業年度開始の日、及びその事業年度の付加価値額に応じ、負担軽減額を自動計算するようにします。



オンデマンド研修も開催中です！

ProFIT「オンデマンド研修サービス」メニューからお申込みください。
視聴後のオンライン受講報告（アンケート入力）により生涯研修時間に6時間算入されます。
視聴予定期間：平成29年5月31日

～アンケートより～

- ・法人決算システムの使用経験が少ないので勉強になりました。改正ポイントや新機能については事務所で報告させていただきます
- ・システムを使用したことがなかったので、今後実際に使用する時に今日の研修で教わった内容を確認しながら行いたいと思います